

▼三条市の取り組み（各制度について詳しくは三条市のHPをご確認ください。）

（1）事業継続等支援補助金 *おすすめ* NEW

[対象] 持続化給付金を受ける者で、接客を伴う飲食業または業種を問わず従業員20人未満の事業所。

[内容] ①賃料（建物、土地、駐車場）の1/4および固定資産税相当額、上下水道料金相当額を補助。

（4～8月分 上限10万円/月 最大50万まで）

②備品等のリース料、光熱費、通信費を補助。

4月1日から8月31日の間に支払期限が到来するもので、上限10万円/月（最大50万円）

[問い合わせ先] 三条市 商工課 0256-34-5610

（2）三条市雇用安定化事業補助金 *おすすめ*

従業員（正社員）が20人未満の三条市内の事業所について、雇用調整助成金を申請する際に社会保険労務士等を活用した場合の手数料の一部を補助します。

補助率は支援対象経費の10/10で、1事業所あたり上限10万円です。

問い合わせ先：三条市 商工課 0256-34-5610

（3）個人住民税の減免

[対象] ①国の持続化給付金を受ける個人事業者

②国の持続化給付金を受ける事業者から給与等を受けている者で、かつ、令和2年1月から5月までの間で、任意のひと月の収入が前年同月比で50%以上減少している者（国の雇用調整助成金の対象となっている者を除く。）

[減免される金額] 令和2年度 個人住民税 第1期および第2期分

[問い合わせ先] 三条市 税務課 0256-34-5529

（4）新型コロナウイルス感染症に関する三条市独自の事業者向け支援制度 相談窓口

上記の助成金等についての相談窓口が開催されています。

[会場] 厚生福祉会館体育館2階（三条市旭町2-6-11）

[受付時間] 午前9時から午後5時まで

[期間] 8月31日（日）まで

毎週月・水・金曜日の午前中は新潟県行政書士会による行政書士相談ブースが設けられています。

[問い合わせ先] 三条市 商工課 0256-34-5610